

令和6年7月4日
(保健体育課扱い)

各市町村教育委員会教育長 殿

鹿児島県教育委員会教育長

通学路における交通安全の確保の徹底について（依頼）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課から依頼がありました。

この度、令和6年3月末時点での取組状況について取りまとめられ、本県では、1,397箇所対策必要箇所のうち、1,228箇所について対策が講じられており、暫定的な安全対策を含めると1,397箇所全てについて対策が講じられている状況です。

つきましては、ホームページ等に合同点検によって抽出した対策必要箇所を公表し、地域住民等の協力を得るとともに、通学路の状況が変わった場合など適宜点検を実施し、児童生徒の通学路における交通安全の確保が図られるよう関係機関と連携した対策の検討・実施を改めてお願いします。

また、各学校においては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

連絡先

保健体育課学校体育安全係 担当：山下

電話 099-286-5323 FAX 099-286-5671

mail : gakutai@pref.kagoshima.lg.jp



事務連絡
令和6年6月28日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

通学路における合同点検結果を踏まえた交通安全の確保の徹底について

標記については、これまでも格段の御尽力を頂いているところですが、令和3年6月、千葉県八街市において下校中の児童の列にトラックが衝突し、5名が死傷する痛ましい事故が発生するなど、登下校中の児童生徒等が被害に遭う交通事故が依然として発生している状況です。

千葉県八街市の事故を受け、「通学路における合同点検の実施について（依頼）」（令和3年7月9日付け3教参学第8号）に基づき、関係機関の連携による通学路の合同点検やその対策を講じていただき、令和6年1月10日付け「『通学路における合同点検』に関する令和5年12月末時点及び令和6年3月末時点の実施状況の報告について（依頼）」に基づき、対策の実施状況について報告していただいたところですが、この度、令和6年3月末現在の通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について、別紙のとおり取りまとめましたのでお知らせします。

今回の取りまとめの結果、全体で76,404か所の対策必要箇所のうち72,160か所について対策が講じられ、教育委員会・学校の対策必要箇所については、41,738か所のうち、41,639か所について対策が講じられました。

教育委員会・学校においては、99か所について暫定的な安全対策を講じておりますが、引き続き、最善の対応が取れるよう、警察、道路管理者との更なる連携・協力をお願いします。

また、地域住民等の協力を得るためにも、推進体制の構成及び基本的方針（通学路交通安全プログラム）の内容、合同点検によって抽出した対策必要箇所（対策箇所図及び対策一覧表）等について、適切に情報発信することが極めて重要であることから、これらの情報をホームページ等により公表するよう改めてお願いします。

各都道府県私立学校主管課、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課及び附属学校を置く国公立大学法人担当課におかれては、教育委員会と連携しつつ、管下の学校及び所轄の学校に対し、推進体制に積極的に参画し通学路の安全確保の取組を進めるよう働きかけをお願いします。

各学校におかれては、児童生徒に対して、自らの交通ルール遵守はもちろんのこと、周囲の状況に注意して通行する必要があることを指導するとともに、校区の危険箇所における注意すべきポイントについて、保護者や地域ボランティア等が共通理解を図り、

効果的な見守り活動が実施されるようにする等、一層の交通安全確保の取組を推進していただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学法人担当課におかれては所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対し、それぞれこの趣旨について周知くださるようお願いします。

【問合せ先】

文部科学省 総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
TEL: 03-5253-4111(内線: 2695)
E mail : anzen@next.go.jp

令和6年6月28日
 文部科学省
 国土交通省
 警察庁

通学路における交通安全の確保に向けた取組状況について

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5名が死傷する交通事故が発生したことを受け、文部科学省、国土交通省及び警察庁が連携して、全国の市町村立小学校の通学路について、教育委員会・学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施し、関係機関が対策を進めているところですが、令和6年3月末時点の取組状況を以下のとおり取りまとめました。

○通学路における交通安全の確保に向けた取組状況(令和6年3月末時点)

	箇所数	箇所数		割合
		対策済	暫定的な安全対策を含む	
対策必要箇所(全体数)	7万6,404か所	7万2,160か所	7万6,404か所	94.4%
教育委員会・学校による対策箇所	4万1,738か所	対策済	4万1,639か所	99.8%
		暫定的な安全対策を含む	4万1,738か所	100.0%
道路管理者による対策箇所	3万9,052か所	対策済	3万5,025か所	89.7%
		暫定的な安全対策を含む	3万9,052か所	100.0%
警察による対策箇所	1万6,997か所	対策済	1万6,977か所	99.9%
		暫定的な安全対策を含む	1万6,997か所	100.0%

- ※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
- ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
- ※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所 1,537か所（うち対策済 1,422か所、暫定的な安全対策を含む対策済 1,537か所）を含む。
- ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の変更等、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制の実施等がある。
- ※5 「暫定的な安全対策」とは、当初想定された対策の完了までに一定の期間を要する箇所について、暫定的に講ずる対策のことをいう。

都道府県名 ※1	対策必要箇所（全体数） ※2,3			対策必要箇所数 実施機関別 ※4					
				教育委員会・学校		道路管理者		警察	
	対策済	対策済(暫定的な安全対策を含む)	※5	対策済	対策済	対策済	対策済	対策済	
北海道	1,845	1,781	1,845	1,634	1,632	490	429	299	298
青森県	691	642	691	533	533	267	218	129	129
岩手県	908	822	908	519	519	388	312	171	170
宮城県	1,600	1,518	1,600	1,315	1,311	536	482	357	352
秋田県	347	308	347	239	239	154	115	96	96
山形県	704	656	704	487	487	394	346	204	204
福島県	1,289	1,179	1,289	703	703	780	687	380	380
茨城県	1,860	1,754	1,860	739	739	785	705	523	523
栃木県	1,321	1,214	1,321	567	565	586	489	195	195
群馬県	1,039	1,018	1,039	424	424	595	574	418	418
埼玉県	4,581	4,333	4,581	2,216	2,216	2,968	2,720	855	855
千葉県	4,044	3,929	4,044	2,076	2,072	2,848	2,737	644	644
東京都	4,497	4,490	4,497	2,017	2,017	1,971	1,964	1,092	1,092
神奈川県	5,141	5,102	5,141	2,578	2,578	1,603	1,564	1,515	1,515
新潟県	2,129	1,973	2,129	1,597	1,593	775	624	272	271
富山県	899	778	899	369	369	542	424	138	138
石川県	808	792	808	383	383	449	433	229	229
福井県	416	385	416	145	145	240	210	96	96
山梨県	1,254	1,202	1,254	601	601	707	655	238	238
長野県	2,340	2,108	2,340	1,367	1,367	1,448	1,216	266	266
岐阜県	1,537	1,449	1,537	665	661	1,048	966	158	157
静岡県	1,101	1,080	1,101	617	614	566	548	256	256
愛知県	4,054	4,011	4,054	1,472	1,463	1,823	1,793	1,190	1,188
三重県	1,537	1,524	1,537	973	973	708	695	448	448
滋賀県	773	689	773	435	430	445	365	56	56
京都府	1,287	1,214	1,287	663	661	748	676	405	405
大阪府	3,891	3,827	3,891	1,912	1,868	1,749	1,729	1,337	1,337
兵庫県	2,867	2,726	2,867	1,887	1,885	1,613	1,474	549	549
奈良県	1,334	1,295	1,334	678	674	849	815	308	307
和歌山県	787	727	787	578	578	396	336	145	145
鳥取県	456	365	456	109	109	275	184	114	113
島根県	1,156	1,017	1,156	420	420	735	596	167	167
岡山県	1,423	1,327	1,423	866	866	644	548	398	398
広島県	1,535	1,321	1,535	766	766	881	667	268	268
山口県	975	871	975	972	972	575	471	258	258
徳島県	701	672	701	441	441	304	275	215	215
香川県	1,475	1,385	1,475	1,019	1,019	642	552	355	355
愛媛県	911	857	911	378	378	427	378	304	304
高知県	554	475	554	263	257	379	307	115	115
福岡県	2,365	2,195	2,365	1,094	1,094	1,362	1,192	470	470
佐賀県	814	684	814	187	186	676	546	65	65
長崎県	868	754	868	661	660	567	455	106	102
熊本県	1,742	1,637	1,742	1,298	1,296	675	572	467	467
大分県	923	825	923	889	889	525	427	142	142
宮崎県	1,016	910	1,016	347	347	561	455	195	194
鹿児島県	1,397	1,228	1,397	917	917	848	680	158	158
沖縄県	1,212	1,111	1,212	722	722	505	419	231	229
合計	76,404	72,160	76,404	41,738	41,639	39,052	35,025	16,997	16,977

※1 都道府県別の対策必要箇所数、対策済箇所は、別表のとおりである。
 ※2 1か所につき複数の機関が対策を実施する場合等があるため、各実施機関による対策箇所数の合計は対策必要箇所（全体数）と一致しない。
 ※3 対策必要箇所（全体数）、対策済には、教育委員会・学校、道路管理者、警察以外の実施機関が対策を実施する箇所1,537か所（うち対策済1,422か所、暫定的な安全対策を含む対策済1,537か所）を含む。
 ※4 主な対策の例として、教育委員会・学校が実施する対策として安全教育の徹底やボランティア等による見守り活動、通学路の交差点、道路管理者が実施する対策として歩道の設置・拡充や防護柵等の整備、警察が実施する対策として信号機の設置や速度規制